

# 日本国スポーツ庁とエクアドル共和国スポーツ庁との間の スポーツ分野における協力覚書

日本国スポーツ庁及びエクアドル共和国スポーツ庁（以下総称して「両当事者」といい、個別に「当事者」という）は、両国の二国間関係を促進し、及びスポーツ分野における協力を強化することを目指し、並びに両国で施行されている法律及び規制を考慮して、以下のとおり決定した。

## 第1項 目的

両当事者は、両国で施行されている法律及び規則に従い、以下を通じて相互協力の強化を支援する。

1. スポーツ、体育、レクリエーション及びそれらの応用科学の分野におけるスポーツ代表団、コーチ、エキスパート、及び専門家の相互訪問による交流の促進
2. スポーツ、体育、レクリエーション及びそれらの応用科学、また相互に関心のあるその他の分野に関する情報及び経験の交換
3. スポーツ、体育、レクリエーション及びそれらの応用科学に関する会議、カンファレンス、講義、セミナー、学術フォーラムなどへの招待の取り交わし
4. スポーツ競技会を開催するための情報交換

## 第2項 協力分野

両当事者は、以下の領域に関するスポーツ分野において支援及び協力を行う。

1. スポーツ政策の計画、運営、及び評価
2. スポーツマネジメント
3. スポーツ施設の管理及び維持
4. スポーツイベントやボランティアの主催
5. 権利の保護並びに暴力、ハラスメント及び差別を避けるための活動
6. アンチドーピング及びドーピング検査員の育成
7. 医学、応用科学、研究、開発及びイノベーション
8. ジェンダー、年齢層及び脆弱性を抱えている状況下での身体的活動並びに発展と平和のためのスポーツに関する事業形成についての経験の交換
9. レクリエーション、体育、大学スポーツ及びハイパフォーマンススポーツの発展
10. 才能ある人材の発掘に関する経験交換
11. 両国で開催される国際的スポーツイベントへの参加招待
12. プロ選手、エキスパート及びスポーツ代表団の交流並びに協力関係の発展のための公式代表団の訪問

13. 障がい者のためのスポーツ振興及び発展
14. 従来型及びアダプテッド体育のカリキュラム開発、教授-学習プロセスに適用できる方法論、及び学校レベルにおける体力テスト及び管理
15. 両当事者間で決定するスポーツ、体育、レクリエーション及びその応用科学に関連するその他の協力分野

### 第3項 財政措置

本協力覚書（以下「本覚書」という）の枠内での協力活動に係る経費をまかなうための財政事項は、予算及び人的な都合に応じて、個別の事情を考慮し、両当事者によって相互に協議される。

### 第4項 紛争解決

本覚書の実施又は解釈から生ずる両当事者間のいかなる論争も、外交ルートを通じた協議又は交渉によって友好的に解決される。

### 第5項 修正

本覚書は、外交ルートを通じた両当事者間の相互の協議及び書面での同意により修正することができる。かかる修正は両当事者によって決定された日に開始する。

### 第6項 機密性

- (1) いずれの当事者も、本覚書の実施のために、他方の当事者から受け取り、又は提供された文書、情報及びその他のデータの機密性及び秘密性を遵守することを確認する。
- (2) いずれか一方の当事者が機密性のある文書又は情報を第三者に開示したい場合、当該当事者は少なくとも開示の2か月前に他方の当事者から書面で同意を取り付ける。
- (3) 両当事者は、本覚書の下での協力の終了及び終結にかかわらず、本項に記述される機密性に関する事項は、両当事者によって引き続き尊重されることを確認する。

### 第7項 停止

各当事者は、本覚書の下での協力の実施について、国家安全保障、国家の利益、公共の秩序、又は公衆衛生のため、その全て又は一部を、一時的に停止することができる。そのような一時停止は、いずれか一方の当事者が他方の当事者に停止の意向を書面によって通知した後、即時に開始される。

第 8 項  
開始、期間及び終了

本覚書は、両当事者による署名の日から開始し、かつ 4 年間継続する。協力期間は、どちらか一方の当事者が他方の当事者に対し、書面によって外交ルートを通じて通知しない限り、同じ期間が自動的に更新される。

本覚書のいかなる内容にもかかわらず、いずれか一方の当事者が他方の当事者に対し 6 か月前までに書面で通知する事により、本覚書を終了することができる。

上記のような本覚書の終了又は本覚書の下での協力の終結は、両当事者が相互に決定しない限り、実行中のイベントやプログラム、事業に対しては、それらが完了するまで影響を与えない。

2021年1月26日にエクアドル共和国キト市において、法的拘束力のない文書として、同等の価値を有する日本語、スペイン語、英語による二部の原本に署名された。解釈に相違がある場合は英語の本文が優先される。

日本国スポーツ庁のために

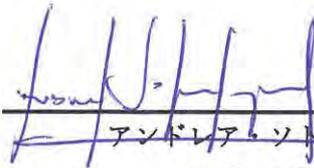
エクアドル共和国スポーツ庁のために



---

首藤 祐司  
特命全権大使

在エクアドル日本国大使館



---

アンドレア ソトマジョール  
スポーツ庁長官